

# 平成20年度税制改正に関する意見

平成19年9月

社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 馬田 一

## 平成20年度税制改正に関する意見

わが国経済は、既に戦後最長であった「いざなぎ景気」を超え、緩やかながらも堅実な成長を続けてきている。バブル経済の崩壊後、わが国企業は、長期間に亘り、懸命なりストラ努力を続けながら、国際競争力の維持・強化、企業価値の向上を図ってきたところであり、目下の経済成長においては、再生・強化を遂げた製造企業がまさに主体的な役割を果たしてきている。

一方、わが国企業は、企業の存続をも賭した熾烈な国際競争に直面しているなかで、諸外国では法人税率の更なる引下げが進められていることもあり、競争相手である外国企業に比べ、所得課税、資産課税のいずれにおいても過重な負担を強いられている。

持続的な経済社会の実現に向けた税制抜本改革の検討に際しては、わが国経済の成長のエンジンである企業活力の維持・強化を図る視点が何よりもまず必要であり、経済インフラである税制における国際的イコルフットイングの確保はもちろんのこと、喫緊の課題である温暖化対策や技術開発といった企業の取り組みに対しては、積極的に促進・支援するような税制の構築が図られるべきである。

少子・高齢化の急激な進展に伴い社会保障費が膨張するなかで、企業活力の維持・向上に資する税制改革を進めながら、財政健全化を達成するためには、まず第一に政府及び地方自治体における徹底した歳出削減を断行すべきである。それでもなお財源の不足が見込まれる場合は、国民への理解活動を一層強化しながら、中立性・公平性に優れ安定的な財源となりえる消費税の拡充に向けた具体的な検討を直ちに開始するべきである。

こうした点を踏まえ、平成20年度の税制改正においては、持続可能な経済社会の確立に向け更に経済活力を強化する観点より、以下を要望するものである。

### < 重点要望事項 >

#### 法人実効税率の引下げ

近年、鉄鋼業では世界的な再編が急激に進行しており、日本一国の生産量に匹敵する生産能力を有する超巨大鉄鋼企業が積極的な企業買収を通じ誕生しているほか、中国、韓国等アジア地域のライバル鉄鋼企業も積極的な規模拡大を図るなど、グローバルな競争状態が極めて過酷なものとなっている。

こうしたなか、税制面では、わが国の法人実効税率は約40%と世界で最も高い水準にあり、また、諸外国で引下げに向けた更なる動きがみられるなど、鉄鋼をはじめわが国企業にとり、所得課税面での不利な状況は経営上、極めて切実な問題となっている。従って、法人実効税率については、直接の競合企業が多く所在する近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%程度に引下げる道筋を早急につけるべきである。

## 「環境税」の導入反対

昨年 11 月来、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合において、京都議定書目標達成計画の評価・見直しが行われており、本年 8 月には中間報告が取りまとめられた。その中において、環境税は「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的に検討を進めていくべき課題」とされ、「最終報告に向けて検討すべき事項」として位置付けられた。現在、具体的な検討が何ら行われていないなかで、環境税や経済統制的な施策を導入することは、目標達成計画の趣旨に反するものである。

また、これまで環境省は、環境税の導入により、価格インセンティブ効果、財源効果、アナウンス効果が期待できるとしてきたが、依然として、産業界ははじめ納税者の理解を得られる説明はなされていない。

わが国の主要な貿易競争相手国は、韓国、中国、米国等、京都議定書の制約を負わない国であることから、環境税や経済統制的な施策の導入は、これらの国に対するわが国産業の国際競争力を喪失させ、ひいては国内雇用にも重大な影響を与えることが懸念される。また、世界最高水準のエネルギー効率を達成し、更なる努力を続けているわが国産業界に過大な負担を強いることは、省エネルギーの進展したわが国での生産が減少し、税負担や規制のない近隣諸国等での生産増加につながることから、いわゆる炭素リーケージにより、地球規模の温暖化防止にかえって逆効果となる。

日本鉄鋼業は、地球温暖化問題の重要性並びに日本及び世界における自らの位置付けを十分に認識し、自主行動計画の確実な達成に向け、設備投資及び技術開発に巨額の費用を投じながら積極的な取り組みを進めてきた。今後も更に、プロセス改善を含む省エネ投資を進め、製造現場を中心とした環境負荷軽減に取り組むとともに、中長期的な技術開発にも努めていく方針である。また、地球規模でのCO<sub>2</sub>削減に貢献すべく、平成 17 年度から実施している日中鉄鋼業環境保全・省エネ先進技術交流を推進するとともに、技術を通じてCO<sub>2</sub>削減を推進する地域間協力であるアジア太平洋パートナーシップ(APP)やIEA(国際エネルギー機関)におけるエネルギー効率化指標に係る検討などにも積極的に取り組んでいる。

京都議定書目標達成計画でも「地球温暖化問題は経済社会活動、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要である」とされているとおり、すべての主体による地道で持続的な取り組みを行うことこそが地球温暖化問題の解決策であると考えており、環境税の導入には断固反対する。

## 経済活性化政策税制の充実・強化

政策税制については、経済活性化に資することを前提に、省エネルギー促進や科学技術立国といった国家目標達成への寄与についても留意しつつ、以下の通り充実・強化を図る方向で検討が行われるべきである。

- エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長・拡充（適用期限の延長・設備及び税額控除制度の対象拡大）

地球温暖化防止に向けた対策については、省エネ設備・機器の導入によるエネルギー使用量の削減が最も有力な手段の一つであり、世界最高水準のエネルギー効率を達成した鉄鋼業においても、更なる省エネに向け設備投資を積極的に強化しているところである。平成 19 年度末で期限を迎えるエネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）については、地球温暖化防止に向けた企業の取り組みを一層促進・支援する観点より、適用期限の延長はもとより、対象設備を大幅に拡大するとともに、現行制度では中小企業に限定されている税額控除制度を、省エネ努力を行っているより広範な企業に対し認めるよう見直すべきである。

- 研究開発促進税制の拡充等（税額控除率の引き上げ・増加型上乗せ措置の延長）

研究開発促進税制は、わが国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更にはわが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための根幹をなす税制である。企業間競争は益々グローバル化しながら激化の様相を呈しているが、わが国企業にとっては、新製品開発・新技術開発に資する積極果敢な研究開発投資を不断に行うことにより、競争力の源泉である技術力・開発力を更に一層強化していくことが必須となっている。研究開発促進税制については、平成 19 年度末で期限を迎える増加型の上乗せ措置の延長はもちろんのこと、税額控除率の引上げといった更なる充実を図るべきである。

- 情報基盤強化税制の延長・拡充（適用期限の延長・対象設備の拡大）

中長期にわたる企業活力の維持・向上に向け、企業における経営基盤の更なる強化が求められているところである。そのためには、企業活動のあらゆる局面において最新の高度情報技術を採用し活用することが不可欠であり、企業はハード及びソフトの両面において積極的な IT 投資を継続している。平成 19 年度末までの 2 年間の措置とされている情報基盤強化税制について延長を行うとともに、現行制度では適用対象が極めて限定的となっているが、企業における IT 投資を通じた経営基盤強化を効果的に支援するためにも、平成 15 年度に創設された IT 投資促進税制と同様のより広範な IT 関連設備を対象とするべきである。

- 人材投資促進税制の延長・拡充（適用期限の延長・総額型の採用）

少子・高齢化社会における企業活力の維持、経済活性化の実現のためには、労働者一人一人の生産性向上がわが国の重要な課題となっている。また、製造企業では団塊世代の大量離職の時期を迎え、熟練技術者から中堅・若年技術者に対する基盤技術・ノウハウの確実な継承も急務となっている。平成 17 年度改正により 3 年間の措置として創設された人材投資促進税制については延長を図り、制度内容（対象事業年度の教育訓練費のうち前 2 年間の平均額を上回る部分のみの限定的な適用）についても、労働者の生産性向上やモノ造りに関する基盤技術継承に資するべく、研究開発促進税制と同様の総額型にする等の刷新を図るべきである。

## <その他の要望事項>

### 1. 国 税

#### (1) 減価償却制度の見直し

減価償却制度については、「わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、国際的に遜色のないものとなるよう抜本的に見直す」(平成 19 年度税制改正大綱)との方針のもと、平成 19 年度改正において残存価格と償却率に関しては、漸く諸外国税制と同等な内容への見直しが行われた。

さらに、法定耐用年数についても、国際的イコールフットイングや経済活性化の観点を踏まえての検討が期待される場所である。鉄鋼企業は極めて厳しい国際競争に直面しているが、わが国税制における鉄鋼設備の耐用年数は諸外国に比べると総じて長いことから、鉄鋼設備の耐用年数の見直しにあたっては、他国税制と同等程度への短縮が望まれる。

なお、残された課題とされている資産区分の見直し(大括り化)にあたっては、企業の国際競争力を毀損するような形での見直しであってはならず、少なくとも、資産区分の見直しにより、法定耐用年数が現行より長くなることは、絶対に避けるべきである。

#### (2) 配当課税の適正化

法人が受け取る配当に対する課税制度については、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。わが国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

#### (3) 連結納税制度の改善

わが国企業はグループ連結経営の強化、事業再編を進めるなかで、連結納税制度の役割は従来に増して高まっているが、企業において現行制度は未だ十分に活用されていない状況にある。連結納税制度の利用を妨げている諸措置(子会社の連結前欠損金の持込み制限、連結法人間での寄付金の全額損金不算入、導入・加入時の時価評価、事業税資本割における資本等の圧縮措置等)について即時に見直し、撤廃すべきである。

#### (4) 合同会社に対する構成員(パススルー)課税の導入

会社法における新たな法人形態として「合同会社」が創設された。米国では、これと類似した組織形態の LLC(Limited Liability Company)が共同事業の展開に活用されているが、米国税制においては出資者段階での課税の選択も可能となっている。わが国における合同会社についても、日本版 LLCとしての役割を果たし、企業が迅速に活用できるようパススルー課税の適用を検討すべきである。

## (5) 欠損金の繰戻し還付不適用措置の撤廃

欠損金の繰戻し制度については、主に財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。欠損金の繰戻し制度は、欠損繰越制度を補完するための本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

## (6) 企業年金税制の見直し

少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下していく傾向にあり、公的年金制度を補完するものとして、自助努力をベースとする企業年金制度の役割が益々重要なものとなってきている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実に寄与するべく、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

### 特別法人税の撤廃

年金税制の基本原則は拠出時・運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は撤廃すべきである。

### 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられているが、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型については拠出限度額を撤廃すべきである。

## 2. 地方税

### (1) 固定資産税の負担軽減

非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化の早期実現（負担水準上限60%の実現）

土地に係る過大な保有コストの放置は、わが国企業の国際競争力、ひいては経済の活性化を著しく阻害している。売上高に占める土地保有課税比率でみた場合、わが国鉄鋼企業は海外鉄鋼企業の数倍もの高負担となり、企業収益を圧迫している。制度面についてみると、負担水準60%未満の土地については平成18年度改正において引き上げ措置の加速化が講じられており、一方、負担水準60%以上の土地を対象とする条例減額制度は、平成16年度の制度導入以来ほぼ全く制度として機能していない。海外税制との格差に加え、これら近年の制度面での状況を踏まえるのであれば、負担水準60%以上の土地について、地方税法での全国一律の措置として負担水準上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

### 償却資産に対する固定資産税課税の撤廃

償却資産を課税客体とするケースは諸外国では極めて例外的であり、また、地方税の行政サービスから受ける応益性の観点、フロー所得課税との二重課税の性質、さらには課税が特

定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等、償却資産に対する固定資産課税は様々な点で非常に大きな問題を有しており、本来は撤廃されるべきものである。しかしながら、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、まず平成19年度の減価償却制度の改正を反映した形での見直しを行い、その後、地方税財政の改革状況に応じながら漸次、縮減を図っていくべきである。

## (2) 地方自治体の独自課税の過度な法人依存の見直し

地方税財政改革に伴う地方自治体の課税自主権の拡大・強化の動きのなかで、企業に重課させる傾向が今後、益々強まることが懸念される。受益と負担の関係に基づき当該地域の住民を含めた納税者の理解を得ながら導入されるべき「法定外税」や「超過課税」について、現状、その大半が企業に負担を求めるものとなっており、選挙権のない法人に偏った安易な課税は容認できない。

## 3. 国際課税

### (1) 外国税額控除制度の拡充

経済活動のグローバル化等による国際競争の激化に伴い、わが国企業の海外事業展開が拡大するなか、国際的・二重課税の排除を目的とする外国税額控除の重要性は一層高まっている。控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→7年)に加えて、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入等が認められるべきである。

### (2) 移転価格税制の適正化(二重課税排除の徹底)

移転価格税制については、納税猶予制度が導入されたこと、事務運営要領の改正等により制度の明確化に取り組みられたことは、一定の評価ができる。引き続き、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないように制度面、運用面での取り組みが必要である。具体的には、無形資産や役務提供等の取扱いについて、国際的な執行状況を考慮した適正化・明確化が図られるべきであり、更には、二重課税が発生した場合の二国間の相互協議について、一層の迅速な処理が求められるところである。

#### 4. その他

- ・ 税務執行体制の整備(納税者番号制度の導入)
- ・ 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長
- ・ 公害防止用設備の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長
- ・ 海外投資等損失準備金の適用期限の延長
- ・ 石油石炭税における「鉄鋼の製造に使用する石炭」の恒久免税化
- ・ 法人事業税(資本割)の課税標準特例の適用期限の延長
- ・ 産業活力再生特別措置法に係る登録免許税軽減措置の適用期限の延長
- ・ 公益法人制度改革に係る非営利法人税制の整備

民間による公益活動の推進の担い手である非営利法人については、その活動を更に推進、活性化を図る観点から、現行どおり、非営利事業によって生じた収益は原則、非課税とすべきであり、営利法人と同種同等の事業活動により得られた利益についてのみ、課税の公平性、中立性を踏まえ、収益事業課税が堅持されることが適当である。

以 上